

# 建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

平成29年3月23日  
千葉県 県土整備部 建設・不動産課  
電話 043-223-3299  
技術管理課  
電話 043-223-3111

本県では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約手続きを確立することとしているところです。

今回、県が発注する建設工事及び建設工事等に係る業務委託について、公共事業の品質確保や賃金の適切な確保の観点から低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直しを行い、平成29年4月1日から適用することとします。

## I 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し

### 1 建設工事等

本県では、建設工事等において、ダンピング競争を防止し、公共工事等の品質確保を図るため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入しています。

今回、県が準拠している中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）の算定式が見直されたことに伴い、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正を行います。

#### (1) 低入札価格調査基準価格について（技術管理課）

<変更内容>

(現行)		(変更後)
次に掲げる額の合計額		次に掲げる額の合計額
・直接工事費の 95%の額		・直接工事費の 97%の額
・共通仮設費の 90%の額	→	・共通仮設費の 90%の額
・現場管理費の 90%の額		・現場管理費の 90%の額
・一般管理費等の 55%の額		・一般管理費等の 55%の額

※予定価格の70%から90%の範囲内で、上記に掲げる額の合計額とする。

#### (2) 最低制限価格について（建設・不動産課）

低入札価格調査基準価格の算定式に準拠して、最低制限価格の算定式を同様に変更します。

## 2. 建設工事等に係る業務委託

### (1) 低入札価格調査基準価格について（技術管理課）

国の見直しに準拠して、業務委託についても低入札価格調査基準価格の算定式を変更します。

<変更内容>

業種の区分 (現行)	低入札価格調査基準価格の算定式 予定価格の60%から80%の範囲内で、次の①から④までに掲げる額の合計とする。ただし、地質調査業務については、3分の2から85%の範囲内とする。			
	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の45%の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額

業種の区分 (変更後)	低入札価格調査基準価格の算定式 予定価格の60%から80%の範囲内で、次の①から④までに掲げる額の合計とする。ただし、地質調査業務については、3分の2から85%の範囲内とする。			
	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の48%の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額

### (2) 最低制限価格について（建設・不動産課）

低入札価格調査基準価格の算定式に準拠して、最低制限価格の算定式を同様に變更します。